

○非常勤消防団員の報酬並びに費用弁償等に関する条例

昭和53年 3 月 11 日 条例第101号

改正

昭和54年 1 月 31 日

昭和55年 3 月 13 日

昭和56年 3 月 11 日

昭和57年 3 月 12 日

昭和59年 3 月 9 日

昭和59年 6 月 29 日

昭和59年12月20日

昭和61年 3 月 11 日

平成19年12月19日 条例第24号

平成27年 3 月 9 日 条例第 6 号

令和 3 年 6 月 16 日 条例第14号

非常勤消防団員の報酬並びに費用弁償等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、非常勤消防団員の報酬、費用弁償等について定めることを目的とする。

(報酬)

第 2 条 非常勤消防団員に支給する報酬は、その者の階級に応じて別表第 1 に掲げる額とする。

2 機能別消防団員には、規則で定める額を報酬として支給する。

(出勤手当)

第 3 条 非常勤消防団員に支給する出勤手当は、災害、警戒防御、訓練その他特殊訓練出勤として別表第 2 に掲げる額とする。

(旅費)

第 4 条 非常勤消防団員の旅費額は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年王滝村条例第 6 号の 1）の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和54年 1 月 31 日）

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の非常勤消防団員の報酬並びに費用弁償等に関する条例の規定は、昭和53年10月1日から適用する。

附 則（昭和55年3月13日）

（施行期日等）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月11日）

（施行期日等）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月12日）

（施行期日等）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月9日）

この条例は、昭和59年4月1日より施行する。

附 則（昭和59年6月29日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年12月20日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年9月14日から適用する。

附 則（昭和61年3月11日）

この条例は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（平成19年12月19日条例第24号）

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月9日条例第6号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月16日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

階級	報酬年額
団長	144,000円
副団長	72,000円

分団長（本部長及びラッパ隊長を含む。）	57,000円
副分団長（副本部長及びラッパ副隊長を含む。）	35,000円
班長	17,000円
係長	12,000円
団員	11,000円

別表第2（第3条関係）

災害	8,000
警戒防御、訓練出動手当1回につき	3,000
その他、特殊訓練出動手当1回につき	1,200

ただし、5日以上継続して出動した特別災害は村長がその都度定める。